

# 官報 号外

昭和三十八年六月二十三日

## 第四十三回 衆議院會議録 第三十八号

昭和三十八年六月二十三日(日曜日)

議事日程 第三十五号

昭和三十八年六月二十三日

午前零時五分開議

第一 職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第二 法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 中小企業基本法案(内閣提出)

第四 中小企業指導法案(内閣提出)

第五 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出

第八 地方行政連絡會議法案(内閣提出)

第九 甘味資源特別措置法案(内閣提出)

第十 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(前会の続)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君)

外二十二名提出

討論終局の動議(竹山祐太郎君)

外二十二名提出

日程第二 法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前零時五十二分開議

○副議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案を議題とし、前会の議事を継続いたします。

(前会の続)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

○副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、質疑終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。  
この採決は記名投票をもって行ないます。竹山君外二十二名提出の質疑終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百八十五

可とする者(白票) 百七十五

〔拍手〕

否とする者(青票) 百十

〔拍手〕

○副議長(原健三郎君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 安倍晋太郎君 | 安藤 覺君  |
| 逢澤 寛君  | 愛知 揆一君 |
| 青木 正君  | 赤城 宗徳君 |
| 赤澤 正道君 | 秋田 大助君 |
| 秋山 利恭君 | 足立 篤郎君 |
| 天野 公義君 | 綾部健太郎君 |
| 荒松清十郎君 | 有田 喜一君 |
| 有馬 英治君 | 井出 太郎君 |
| 井原 岸高君 | 井村 重雄君 |
| 伊藤 五郎君 | 飯塚 定輔君 |
| 生田 宏一君 | 池田 清志君 |
| 池田 勇人君 | 宇田 國榮君 |
| 宇都宮徳馬君 | 上村千一郎君 |
| 白井 莊一君 | 内田 常雄君 |
| 内海 安吉君 | 浦野 幸男君 |
| 江崎 真澄君 | 小笠 公昭君 |
| 小川 半次君 | 小川 平二君 |
| 小沢 辰男君 | 小澤 太郎君 |
| 尾関 義一君 | 大上 司君  |
| 大久保武雄君 | 大倉 三郎君 |
| 大高 康君  | 大平 正芳君 |
| 岡崎 英城君 | 岡田 修一君 |
| 岡本 茂君  | 加藤 高蔵君 |
| 賀屋 興宣君 | 金子 一平君 |
| 金子 岩三君 | 唐澤 俊樹君 |
| 飯谷 忠男君 | 川島正次郎君 |
| 川野 芳滿君 | 川村善八郎君 |

昭和三十八年六月二十三日 衆議院會議録第三十八号 職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案

菅 太郎君	木村 公平君	中村 幸八君	中山 榮一君	玉置 一徳君	西尾 末廣君	田中 武夫君	田邊 誠君
木村 俊夫君	木村 守江君	灘尾 弘吉君	橋橋 渡君	西村 榮二君	門司 亮君	多賀谷貞稔君	高田 富之君
北澤 直吉君	久保田円次君	二階堂 進君	丹羽喬四郎君	本島百合子君		滝井 義高君	橋 兼次郎君
草野一郎平君	倉石 忠雄君	西村 英一君	西村 直己君	安宅 常彦君	淺沼 享子君	辻原 弘市君	坪野 米男君
倉成 正君	藏内 修治君	野田 武夫君	野原 正勝君	足鹿 覺君	有馬 輝武君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君
黒金 泰美君	小島 徹三君	羽田武嗣郎君	楠本登美三郎君	淡谷 悠藏君	井伊 誠一君	中村 重光君	中村 高一君
小平 久雄君	小山 長規君	長谷川四郎君	八田 貞義君	井手 以誠君	猪俣 浩三君	中村 英男君	永井勝次郎君
瀬藤 彌三君	佐々木秀世君	濱田 幸雄君	濱野 清吾君	板川 正吾君	稻村 隆一君	橋崎弥之助君	成田 知巳君
齋藤 邦吉君	坂田 英一君	早川 崇君	廣瀬 正雄君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君	二宮 武夫君	西村 力弥君
坂田 道太君	志賀健次郎君	福田 赴夫君	福田 篤泰君	大原 亨君	太田 一夫君	野口 忠夫君	野原 覺君
始園 伊平君	椎熊 三郎君	福田 一君	福永 健司君	岡田 利春君	岡田 春夫君	芳賀 貢君	長谷川 保君
重政 誠之君	島村 一郎君	藤原 節夫君	藤本 捨助君	岡本 隆一君	加藤 勘十君	畑 和君	日野 吉夫君
正示啓次郎君	周東 英雄君	藤山愛一郎君	船田 中君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君	肥田 次郎君	平岡忠次郎君
鈴木 正吾君	鈴木 仙八君	古井 喜實君	保科善四郎君	川村 義義君	河上丈太郎君	広瀬 秀吉君	穂積 七郎君
鈴木 善幸君	瀬戸山三男君	細田 吉藏君	堀内 一雄君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	細迫 兼光君	堀 昌雄君
關谷 勝利君	田川 誠一君	前尾繁三郎君	前田 正男君	河野 正君	木原津與志君	前田榮之助君	松井 政吉君
田口長治郎君	田澤 吉郎君	益谷 秀次君	増田甲子七君	北山 愛郎君	久保 三郎君	松井 誠君	松平 忠久君
田中伊三次君	田中 榮一君	松澤 雄藏君	松田 鐵藏君	久保田 豊君	栗原 俊夫君	松原喜之次君	松前 重義君
田中 角榮君	田中 正巳君	三池 信君	三木 武夫君	栗林 三郎君	黒田 壽男君	三宅 正一君	武藤 山治君
田邊 國男君	高田 富與君	水田三喜男君	森田重次郎君	小林 信一君	小林 進君	村山 喜一君	森島 守人君
高橋 等君	竹下 登君	森山 欽司君	八木 徹雄君	小林 ちづ君	小松 幹君	森本 靖君	八百板 正君
竹山祐太郎君	館林三喜男君	保岡 武久君	柳谷清三郎君	児玉 末男君	五島 虎雄君	八木 一男君	安井 吉典君
谷垣 專一君	千葉 三郎君	山中 貞則君	吉田 重延君	河野 密君	佐々木更三君	柳田 秀一君	山内 広君
津雲 國利君	津島 文治君	米田 吉盛君	米山 恒治君	佐野 憲治君	坂本 泰良君	山口 鶴男君	山崎 始男君
辻 寛一君	渡海元三郎君	早稲田柳右衛門君	井堀 繁男君	阪上安太郎君	島上善五郎君	山田 長司君	山中 吾郎君
徳安 實藏君	床次 徳二君	稲富 稔人君	受田 新吉君	鳥本 虎三君	下平 正一君	山花 秀雄君	湯山 勇君
富田 健治君	内藤 隆君	内海 清君	春日 一幸君	東海林 稔君	鈴木茂三郎君	横路 節雄君	湯山 利秋君
中垣 國男君	中會根康弘君	佐々木良作君	田中幾三郎君	田口 誠治君	田中織之進君	吉村 吉雄君	和田 博雄君
中野 四郎君	中村 梅吉君					渡辺 徳蔵君	川上 貫一君

否とする議員の氏名

志賀 義雄君 谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) これより日程第一の討論に入ります。順次これを許します。大原亨君。

〔大原亨君登壇〕

○大原亨君 私は、日本社会党を代表して、まず職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案、いわゆる失対打ち切り二法案と、秋田委員長の報告の撤回を要求する討論を行なわんとするものであります。(拍手)

私が失対二法案の本案承認を拒否する第一の理由は、社会労働委員会における去る六月十八日の秋田委員長の暴挙は、採決の前提となるべき社会労働委員会が開かれていなかったばかりではなく、その採決に至っては有効無効以前の問題として、議決そのものが存在せず、全くの秋田委員長と自民党の共同謀議によるでっち上げであるというのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

私は六月十八日午前十時、衝視に守られて入った秋田委員長の顔を見たとき直感をいたしました。平生の秋田委員長の良いのかけらも見ることができなかつたのであります。硬直したまっ

かな顔、つり上がったまゆ、あの顔は良心の苛責にさいなまれながら悪事をたくらむ者の特有の人相でございました。(拍手)はたせるかな、彼は十四日の理事懇談会の申し合わせを全く無視して、回答無用とばかり、約束の理事会を開こうというわれわれのことばに全く耳をかさず、委員長席に迫ってきたのであります。午前十四時四分、委員室の片すみにあつた彼は突然天井を仰いで目をむき、何かをわめきながら手をあげました。ひろん彼の眼前にいた私は、彼のうめき声は聞こえませんが、何を言つておるのか全く聞き取れませんでした。ましてや、はるか離れた自民党席で聞き取れるはずはありません。その間三十秒足らず、開会より閉会の宣言まで、五つの提案、修正、採決を行つたなどというところは全くのでためでありませぬ。委員長は委員長席に着かず、速記者は聴取不能であり、委員会は開会もされていません。私は重ねて宣言をいたします。六月十八日の社会労働委員会は存在せず。(拍手)一切の議決は自民党のでつち上げである。したがつて、失対二法案の可決を絶対承認することはできないのであります。

われわれが本法律案の撤回を求める第二の理由は、本法律案を衆議院に提出したその立案過程の手續の上において、はつきり社会保障制度審議会設置法第二条第二項に違反をした違法なる法律、きずのある法律案であるということでありませぬ。

失対事業は雇用問題であるから社会保障制度審議会にかけなければならないと強弁して、政府は二月十三日、強引に衆議院に提出したのであります。失対事業は、昭和二十四年ドッジ旋風のもとにおける企業整備、首切りのあらしの中で最小限度の要請から生まれたものであつて、失業という社会的な事故に対する政府の、まことに粗末ではございませぬけれども、施策の一つであつたのであります。もしそれ、西欧各国並みに日本において失業保障、家族手当、養老年金、母子年金、身体障害者の年金や住宅政策などの社会保障が確立されておれば、失対事業はおのずから必要がなくなるのであります。政府・自民党は、何ゆゑにこの失対二法案の原案作成の過程でみずからつくつた法律を無視するといふ暴挙をあえてしたのであるか。それは、社会保障制度審議会にかかるとのことによつて、政策、社会保障の貧困が暴露されることをお

それだからであります。(拍手)いま政府と資本家は、しこたまもうけて、しほり上つた炭鉱、鉱山を破れぞりのように脱ぎ捨て、昨年末以来十一万人の首切りを出しながら、いまだ失業者の首を切る失対打ち切りを強行しようといつたておるのであります。これはまさしく日本版の残酷物語であります。また、昨年、自社両党間で協定されました石炭手当の改正を含む失業保険法の審議と失対二法をからめて、失対二法を強引に参議院に送ろうといふ、ごり押しの手車を押したのは一体たれでありますか。平生、社会労働委員会にろくろく出席もしない自民党の諸君が、委員長の職権を乱用いたしました社会労働委員会を開かせたり、あるいは労働関係法案を強行上程させようとして、五回にわたつて社会労働委員会を混乱におとし入れた責任は、一体だれが負うのでありますか。われわれは議院政治を守るために、これらの一切の横車を断じて許さないのであります。(拍手)

われわれが失対二法の撤回を求める第三の理由は、失対二法の改正案の内容が憲法二十五条、憲法二十七条などの精神をじゅうりんするものであるといふことでもあります。

そこで、まず私は、労働省と自民党の失対打ち切りの構想を明らかにしなければなりません。確かに当初の考え方は、われわれの反対の前に若干の後退を余儀なくされましたけれども、自民党と労働省の考へておる失対打ち切りの構想は、昨年予算編成期の十一月、産経やその他の新聞がすっぱ抜いたように、次のごときものである。つまり、現在の失対登録者は三十四万人、毎年五万人の転出と五万人の新しい登録希望者があるものでありますから、職安法を改めて、新規の失対希望者を就職促進措置と称して関門を設けて、これをシャットアウトする。一方、失対からの転出を促進して、一年間に五万人以上の失対登録者を追い出す、昭和四十二年までに、五年間で二十五万人プラスアルファを追い出して、四十二年に約六万くらいまで失対労働者を縮小いたしました。失対をなくす目的に打ち切ろうといつたおるのであります。自民党や労働省が、失対打ち切りではない、改善であるといふのでは、全くうそばちであります。われわれ社会党は、いまの無権利な低賃金の失対事業がこれよりいなどとは絶対に考へていないのであります。失業と貧乏をなくすることは社会

党の基本的な政策であります。政治は強い者のためにあるのではありませぬ。弱者、貧しき者のためにこそあるであつて、われわれは社会党の政策の基調として、これを一貫いたして行つておるのであります。(拍手)池田内閣の高度成長政策について、総理大臣はいろいろと答弁されましたが、結局、高度成長政策は、大資本が潤えばだんだんと下のほうへしみてくるというのであります。しかし失業と貧乏をここにいたしまして、そして独占資本、大資本の高度成長政策をはからうといつたおるのがその政策の実態であるのであります。

政府の雇用審議会の昭和三十四年の答申には、こういふことがはっきりと書いてあります。日本の失業問題は、一千万の半失業者的低所得階層の問題であつて、半失業者の問題の解決なくして日本の失業問題の解決はないといふことを前提といたしまして、それぞれの施策を勧告いたしておるのであります。また、昨年、労働大臣が雇用審議会を差しおいてつくつた失対研究会の答申においてすら、失対事業の周辺の問題として、社会保障と完全雇用政策、最低賃金制確立の重要性を指摘しているのであります。特に、政府が失

昭和三十八年六月二十三日 衆議院会議録第三十八号 職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

対二法改正の唯一のよりどころといたしていることは、政府の答弁で明らか

なように、雇用情勢がよくなつてい

という独断的な分析の上に立つてお

のであります。しかしながら、社会勞

働委員会の質疑応答に明らかかなよ

に、昭和三十五年が一对三の殺到率

あつたとすれば、今日は求人が一で求

職が一といふのでございませうけれ

も、しかしながら、高年齢層の殺到率

は求職者が六・七倍でございまして、

そのすれ違つたさういふ求人と求職難

のその実態こそ、高度成長政策の実態

であるのであります。この点につきま

しては、われわれがしばしば指摘いた

しましたように、月一百万円以下、八千

円以下の労働者、臨時工や社外工、登

録日雇い、石炭など、自由化、合理化

の登録から散らして一千万人の半失

業者の群れにこれを入れましても、何

も完全雇用政策、安定雇用政策の前進

には役立たないのであります。

われわれ社会党は、失対をなくする

ためには次のような政策を自民党と政

府に要求いたします。

真の社会保障制度の確立、先ほど申

し上げましたように、国民年金や厚生

年金を改正いたしまして、養老年金、

母子年金、身体障害者年金制度をはじ

め、自営業者を含む家族手当の制度の

確立、失業手当制度の確立を失対改善

計画と並行いたしました、総合的なる

改善計画を立てなければなりません。

また、五人未満の職場にも失業保険な

どの社会保険を強制適用しなければな

いについては、港湾、土建などを対象

に特別労働法をつくつて雇用を安定さ

せるべきであります。労働時間を短縮

して、世界の情勢である四十時間労働

の実現の展望を確立することでありま

す。封建時代から累積した権力よりの

いわれない差別から生まれた未解放部

落問題の対策を確立することでありま

す。いまの生活保護は、総理大臣の答

弁によると、基準を引き上げたことを

相当自慢しておられますけれども、朝

日裁判の示しておりますように、生き

ていけない人権じゅうりんであつて、

憲法二十五条違反であり、社会保障が

ないために生まれたところの救貧政策

であるのであります。(拍手)今次の改

正におきましても、生活保護基準を高

るようなる政策は、明らかに憲法二十

五条と憲法二十七条をじゅうりんする

暴挙といわなければなりません。かか

る生存権否認の自民党の政策は、別の

ところに意図があると私は思うのであ

ります。つまり、へ理屈をつけて二重

構造を温存し、これをてこに大資本の

ぼろもうけをたくらむ陰謀が隠されて

いると思つております。また労働者

を治安の対象と考ふる十九世紀的反動

思想のあらわれではないかと思つので

あります。

私は敢断に要求いたします。本法案

は原案作成の過程において、かつ議決

の手續において、本法律の内容におい

て、全く満身傷だらけの法律でありま

す。私は、政府がわが社会党の意見に

〇議長(清瀬一郎君) 井村重雄君。

〔井村重雄君登壇〕

〇井村重雄君 私は、自由民主党を代

表して、ただいま議題となつておりま

す職業安定法及び緊急失業対策法の一

部を改正する法律案に対し、賛成の

討論をいたしたい所存であります。

(拍手)

御承知のとおり、現行の緊急失業対

策法は、昭和二十四年ドッジ・プラン

実施にあたり、大量の失業者が就出し

た際に制定されました緊急措置法で

ございませう。しかるに、最近のわが國の

雇用情勢は、経済の高度成長に伴い、

著しく改善を遂げ、現行失業対策制度

の創設当初に比べて、その様相は一変

するに至つておるのであります。すな

わち、雇用の大幅な増加、失業者の減

少のほか、労働市場の需給関係にも著

しい改善が見られておることは事実で

ございませう。(拍手)しかるに、現在の

失業対策事業においては、就労者の固

定化、老齢化の傾向が著しく、この制

度創設の趣旨に反し、民間雇用への復

帰は著しく阻害されているのが実情で

ございませう。したがつて、労働需要に

応じ、貴重な労働力が失対事業にお

びただしく固着している現状を打破し

て、わが國産業の繁栄と民生安定に奇与

するべきであります。

以上によつて、本失対二法改正案並

びに委員長報告を撤回することを重ね

て私は要求いたしまして、反対討論を

終わる次第であります。(拍手)

するため、本法改正に踏み切ったゆえんでございます。(拍手)

改正の内容については、今日まで皆さまで御承知であり、各種新聞紙上においても詳細報道されておるので、簡単に申し上げてみたいと存じます。

第一点は、職業訓練と職業指導等に重点を置き、有能なる技能者を多く養成いたしまして、時代の要求に応ずることとした点が、最も主要なる点でございます。すなわち、職業訓練に並行して職業安定所に、特に今回は就職促進指導官を配置する等の一連の措置をとることによって、失対就労者をより好条件、より高賃金の安定した職場へ送ることが、この本質なのでござい

ます。(拍手) 第二の点は、失業対策事業を再編成することでございます。と同時に、事業の運営の適正をはかることでございます。今日まで、ややもすれば失業対策事業におきましては、年齢、男女別、体力、能力等にいろいろ格差のある人

に、非常に世間から非能率だといわれておったのでございます。今回は、この制度を深く検討いたしましたのでござ

います。特に皆さま御承知のとおり、全国の知事会、市町村長会あるいは各界から、これらを何とでも改正せなければならぬという世論が、ほうはいとして起きておったことは事実でござ

います。(拍手) 失業者の技能、体力、男女別等を配慮するとともに、地方公共団体の意見をくみまして、婦人、高齢者を非常にいたわりまして、高齢者、婦人向きに、別途な軽作業あるいは屋内作業等を計画いたしましたして、一般青年の就労事業と区別するということは、何といたしまして、能率の点から見ましても、人道上の見地から見ましても、私は実に称賛に値する改正と存するのであります。(拍手)

第三に、従来の低率賃金という概念を一掃いたしまして、今後はその地域の類似作業の賃金と同一の賃金を支給しようという考え方に変わっておるの

い、人道上の、進歩的な合理的な改革であるということ、御了解願えらる存するのであります。(拍手)

社会党の皆さんが、これをよく失対事業打ち切りと言われますが、今回の法改正のどの条文を見ましても、失対事業打ち切りということは、一行も書いてございません。あつたら承りま

し。さらに、改正案に対する誤解を簡単に一、二解いてみましょう。法改正でも、現在の失対事業に就労しておる者はそのまま継続できると定めてあることは、おわかりないですか。第二に、新たに失業する人に訓練を施して、就職の指導はいたしますけれども、どうしても就職の機会がなければ、必ず失対事業に受け入れる道を考えてあります。また特別の事情があれば、訓練を

しなくても、失業対策事業に受け入れましようとして定めてございます。どこにも打ち切るといふ条文は一項もござい

ません。(拍手) 先ほど河野先生の大橋労働大臣信任決議案に対する趣旨弁明の中に、こ

ういうことがございました。この法律案が出たところが、子供が河野さん

のところへおたよりを寄せて、あすから失対事業がなくなれば、どうして暮らすという涙物語の話がございました。まことに一大虚にほえて万大実を伝う、皆さま方の打ち切りという誤解が、

よわい子供の心を痛めたかと思うと、私は真の政治家というものは、正しい世論を立ててもらいたいと存するのであります。(拍手) しかもこの法によつて、新しく失業する人たちが、日雇い労働に就労すると同じ賃金を訓練手当として支給され、別居すれば寄宿手当をもらつて訓練をしていただける、就職のあつせんを受けて、その間指導手当まで受けて、よりよき賃金、よりよ

き安定した職場へ就職のあつせんをするというのに、どこに不平があり、どこに打ち切りがありますか。(拍手) 私は、社会党の皆さまに、今日までの全国の新開紙の社説の論調、あらゆる有識者の、この法案はきわめて進歩的

な、合理的な法改正であるから、ぜひこれを実現せよという世論に冷静に耳を傾けていただきたいと思つてあり

ます。(拍手) いわんや独断的な曲解によつて失業対策事業の打ち切りだと思

い込ませてしまつて、院外団体と共闘をいたして、抜き差しならない羽目になるようなことは、私は社会党のために惜しむものであります。(拍手) 最後に、法というものは必ずしも万

思います。したがって、存在せざる議題に対して討論すること自体が、そもそも無意味であらうと思つてあります。しかしながら、この際、せつかくの機会でもございませうから、政府案の矛盾をつき、及び自民党のでためを代表して、論及しておきたいと思つてございませう。(拍手)

この法律案は、たゞいま自民党の井村議員が申されましたように、去る二月十三日衆議院に提出されたのであります。全国的に全く大きな反響を呼び起こした法律案でございまして、衆議院における最重要法案の一つとして取り扱われてまいりましたのであります。

この法案の第一の問題点は、労働省が社会保障制度審議会に諮問することを故意に怠つて、そうして衆議院に提案したことが、その第一の問題点でございませう。そもそも、失業問題あるいは失業対策事業の問題が、賃金問題や雇用に関係することはもちろんでございませうが、社会保障とも重大な関連を持つて居るのでございませう。御承知のとおり、失業という事態は、労働者個人の責任ではありません。社会的な責任であります。政府の雇用政策上の問

題であるのであります。このような観点からするならば、政府が失業者に対してしまして、賃金問題あるいは雇用問題、社会保障問題の全面にわたつて懇切なる施策を講ずる必要があることは当然のこととございませう。これは「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」との憲法第二十五条の精神でもあるからであります。したがって、政府が失業対策事業の検討を要するとならば、雇用審議会にはもちろんのこと、社会保障制度審議会にもまた諮問する必要があるわけでありませう。政府は、この手続を無視いたしましたのであります。国会に直接提案してまいつたのであります。したがって、このような手続上不備な法案はすみやかに撤回されまして、社会保障制度審議会にあらためて諮問することを要求してまいつたのであります。社会保障制度審議会設置法の第二条に、明らかに、内閣総理大臣は「社会保障に関する企画、立法又は運営の大綱に関しては、あらかじめ、審議会の意見を求めなければならぬ。」と明確に規定してあります。けれども、政府は、失業問題は雇用問題であつて、社会保障問題ではないから、社会保障制度審議会に諮問する必

要はないと主張しておりますが、これは大きな誤りでなからうかと思つてあります。

第二の問題は、労働省が雇用情勢の分析と見直しを誤つて居ることでありませう。御承知のように、池田内閣の所得増進論、高度経済成長政策は失敗しました。その失敗によつて最も重大な犠牲を受け、大きな負担をこうむつて居るのは国民大衆であり、労働者大衆であります。池田内閣の経済政策の破綻の最も顕著な表現は過剰生産でありませう。各企業はこの事態に対処するために操短を行ない、それに伴つて人員整理を強行して居るのであります。また、自由化政策の結果といたしまして、国際競争力を強化するための措置といたしまして、企業の集中、独占の傾向を強めており、特定産業振興法案に見るごとく、独禁法の緩和も真剣に押し進めてまいつて居ります。この結果、過剰人員の整理がすでに深刻な傾向として出てきて居るのは御承知のとおりであります。IMF八条国への移行勧告が採択され、わが国の自由化率は八八%から九〇%に高められることとなりませうが、わが国産業の国際競争力の培養要請と相まった雇用と賃金面への圧力は一そう強められることにな

るでございませう。このような国内、国際情勢の一連の動きは、結局労働情勢、雇用情勢の深刻化を伴うものでありまして、政府はこの情勢の深刻化について全く配慮して居りませう。われわれは、政府に対し、雇用情勢の動きを真剣に考慮し、労働者のために懇切な雇用政策を要求するものであります。

第三点としての問題は、第二の問題と直接関連するものであります。この改正法案が実施されることは、潜在失業者の拡大再生産に役立つのみであるといふこととございませう。周知のように、臨時工や社外工は常に不安定な雇用状態のもとに置かれ、賃金は低く、労働条件は全く悪いのであります。これをわれわれは不安定雇用を呼んで居るのであります。昭和三十六年三月現在で、月収一万円以下の労働者は五百九十九万人で、わが国全労働者の二七・一の多きに相当いたします。この月収一万円の中には、臨時給や残業手当も含まれて居るといふ計算に相なるものでありますから、平均基準月収は八千円から九千円、この程度となるのであります。これは人事院が構成いたしました男子青年独身の標準生計費一万九百六十円と比較いたしま

しても、いかに低賃金であるかということがおわかりになるだらうと思つてあります。しかも、この五百九十九万人の労働者は、単に独身者だけではございませう。家計の担当者もおります。この見地からいならば、一万円以下の賃金労働者は、雇用労働者というよりもむしろ半失業労働者といふことが適当であると思つて居ります。さらに、中小零細企業の低賃金の状態についても、まことに劣悪なる状態があります。労働省はこつこつと実態については目をおおつた態度をとつて居るのでございませうが、このような態度が、雇用情勢の無視とともに、失打切り構想に連なるものであります。現在の雇用情勢の中で考へるとき、政府の改正案は、潜在失業者の拡大再生産をするものであります。絶対にわれわれは容認することはできません。

第四の問題は、この法改正の前提として、完全雇用、最低賃金制の確立、社会保障の拡充等の基本条件の整備が先決でなければなりません。この基本条件の必要性については、すでに社会労働常任委員会の席上におきまして、大橋労働大臣がはっきりと答弁をされておりますけれども、今回の法の改正には、この前提を全然忘れ去つて

して、いかに低賃金であるかということがおわかりになるだらうと思つてあります。しかも、この五百九十九万人の労働者は、単に独身者だけではございませう。家計の担当者もおります。この見地からいならば、一万円以下の賃金労働者は、雇用労働者というよりもむしろ半失業労働者といふことが適当であると思つて居ります。さらに、中小零細企業の低賃金の状態についても、まことに劣悪なる状態があります。労働省はこつこつと実態については目をおおつた態度をとつて居るのでございませうが、このような態度が、雇用情勢の無視とともに、失打切り構想に連なるものであります。現在の雇用情勢の中で考へるとき、政府の改正案は、潜在失業者の拡大再生産をするものであります。絶対にわれわれは容認することはできません。

改正案が提出されておるといふことは重大問題であります。いまこの改正法案に直接関係のある失対労働者は三十五万人と称されておりますが、その家族は百十万人もおられるのであります。また、八百万人から一千万人と称するところの不完全失業者もおります。これらの八百万人、一千万人の不完全失業者は、いつの日にも完全失業者の群れに入るかわからないような脆弱な生活状態にあるといふことをわれわれは忘れることはできません。諸君も忘れてもらいたくないと思つてあります。(拍手)彼らは常に生活の脅威にさらされて、常に失業者の群れに転落する要素を持つておりますから、この法律の改正は数千万の国民に重大なる影響を持つ法律案といわなければなりませんから、重大なる法律案であります。一朝一夕にして、単にわつと手をあげて、わつと叫んで法律にするようなことでは相ならぬと思つてあります。(拍手)

昨年五月、福永労働大臣が失対打ち切りの方針を発表されましたから今日まで、八人の失対労働者が自殺しておられるのであります。これは生活苦と将来への不安が原因であるといわれ

ておるのであります。失対労働者ばかりではございません。政府の政策を實施しなければならぬ立場に立たされておるところの労働省の出先である浜松の職安の労働課長永田象一君がとうとう政府と労働者の板ばさみになりまして、この間、みずからとうとう命を捨てていかれました。これは政府の飽くなき労働者に対するところの弾圧の結果ではございませんでしょうか。われわれは、かかる事実を直視することによつて、今回提案されておりますところの職安法及び失業対策法の一部を改正法律案は真剣に慎重に、検討に検討を加えて、さいぜん申しましたように、最低賃金の問題、完全雇用の問題、社会保障制度の問題等々総合的に考慮いたしまして、そうしてつづな法律案を策定しなければならぬといふことを今日まで主張いたしてまいつたのであります。

ところが、あの地方選挙のあとから、自由民主党及び秋田大助委員長は、ことに力を注いで、この法律案をいつ押し通すか、いつ押し通すかというやうなことをばかりをねらつてまいられたのであります。あるときは定例日ではないのに職権をもつてわれわれを招集されたりしました。あるときは厚生省関係の法律案とともに労働省関係の

この失対法をも上程されて、そうしてわれわれに審議を強要されたのであります。こういうやうな行動が積み重なりまして、いよいよ六月十八日は最高潮に達したのであります。六月十七日の新聞の夕刊を読みますと、皆さんもお読みになったかと思つて、皆さ

れども、自民党は失対法を強行する、そのために進軍をするんだ、こういうやうなことが書いてありました。したがつて、六月十八日の十時前にわれわれが第十二委員会に行つてみますると、おかしなことに、われわれは数年来社会労働常任委員として活動いたしておりますけれども、一回も見たことのないように、十時前に自由民主党の委員が全部勢ぞろいをして待つておるわけです。そうして十時四分になると、委員長が来られました。われわれは理事會を開いて今後の議事運営を話し合おうじゃないかといつて委員長に相談いたしますと、委員長は次第次第によけられました。部屋すみに行かれまして、そうして話し合おうじゃないか、話し合おうじゃないかと言つておきますと、やおら机の上に秋田大助委員長が乗られまして、そうして急に、突然に片手をあげられますと、自由民主党の議員連中が万歳と言うん

です。何のことやらさつぱりわからな

い。そうすると、今度は口をばくばくされたのです。そうすると、議員の連中が万歳と言われました。そうしてわずか一分間のうちに部屋を抜けて出られたわけでありまして。そうしてあとで新聞の情報によりますと、この失対法の質疑を打ち切る動議を出した、そうして質疑終了をやつた、そうしてまたこの法律案の修正もやつた、こういうやうなことに相なつておるのであります。この実情をわれわれは国民とともに真剣に考えてみなければならぬと思つて、したがつて、六月十八日のこの委員会における採決は、こういうやうなことは絶対に存在いたしておりませぬから、私は同僚諸君に訴えませんが、こういうやうな法律は真剣に検討することがよろしい、数千万人の国民に影響するやうなやうな重大な法律案はすみやかにこれを撤回されまして、そうして平和状態に回復され、われわれとともに知識をしばらくあつて、国民の幸福のために今後努力されることを要望いたしまして、討論を終わらんとするものであります。(拍手)

御清聴を感謝いたします。(拍手)

討論終局の動議(竹山祐太郎君外 二十二名提出)

○議長(清瀬一郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、討論終局の動議が提出せられました。本動議を採決いたします。この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山君外二十二名提出の討論終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

官報 (号外)

否とする者(青票) 百二十五

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

- 安倍晋太郎君 安藤 覺君
- 相川 勝六君 逢澤 寛君
- 愛知 揆一君 青木 正君
- 赤城 宗徳君 赤澤 正道君
- 秋田 大助君 秋山 利恭君
- 足立 篤郎君 天野 公義君
- 綾部健太郎君 荒松清十郎君
- 有田 喜一君 有馬 英治君
- 井原 岸高君 井村 重雄君
- 伊藤 五郎君 伊藤宗一郎君
- 飯塚 定輔君 生田 宏一君
- 池田 清志君 池田 勇人君
- 池田正之輔君 宇田 國榮君
- 上村千一郎君 白井 莊二君
- 内田 常雄君 内海 安吉君
- 浦野 幸男君 江崎 眞澄君
- 小笠 公昭君 小川 半次君
- 小川 平二君 小沢 辰男君
- 小澤 太郎君 尾関 義一君
- 大上 司君 大久保武雄君
- 大倉 三郎君 大高 康君

- 大橋 武夫君 大平 正芳君
- 岡崎 英城君 岡田 修一君
- 岡本 茂君 加藤 高蔵君
- 賀屋 興宣君 金子 一平君
- 金子 岩三君 神田 博君
- 唐澤 俊樹君 飯谷 忠男君
- 川島正次郎君 川野 芳滿君
- 川村善八郎君 菅 太郎君
- 木村 公平君 木村 俊夫君
- 木村 守江君 北澤 直吉君
- 久野 忠治君 久保田円次君
- 草野一郎平君 倉成 正君
- 藏内 修治君 黒金 泰美君
- 小泉 純也君 小島 徹三君
- 小平 久雄君 小山 長規君
- 額瀨 彌三君 佐々木秀世君
- 齋藤 邦吉君 坂田 英一君
- 坂田 道太君 志賀健次郎君
- 始関 伊平君 権熊 三郎君
- 重政 誠之君 島村 一郎君
- 正示啓次郎君 白濱 仁吉君
- 周東 英雄君 鈴木 正吾君
- 鈴木 仙八君 鈴木 善幸君
- 瀬戸山三男君 關谷 勝利君
- 田川 誠一君 田口長治郎君
- 田澤 吉郎君 田中伊三次君
- 田中 榮一君 田中 角榮君
- 田中 正巳君 田邊 國男君
- 高田 富與君 高橋 等君

- 竹下 登君 竹山祐太郎君
- 館林三喜男君 谷垣 專一君
- 千葉 三郎君 津雲 國利君
- 津島 文治君 辻 寛一君
- 渡海元三郎君 徳安 實蔵君
- 床次 徳二君 富田 健治君
- 内藤 隆君 中垣 國男君
- 中曾根康弘君 中野 四郎君
- 中村 梅吉君 中村 幸八君
- 中山 榮一君 難尾 弘吉君
- 楠橋 渡君 二階堂 進君
- 丹羽喬四郎君 西村 英一君
- 西村 直己君 野田 卯一君
- 野田 武夫君 野原 正勝君
- 羽田武嗣郎君 長谷川四郎君
- 八田 貞義君 濱田 幸雄君
- 濱野 清吾君 早川 崇君
- 廣瀬 正雄君 福家 俊一君
- 福田 赳夫君 福田 篤泰君
- 福田 一君 福永 健司君
- 藤本 捨助君 藤山愛一郎君
- 船田 中君 古井 喜實君
- 保科善四郎君 細田 吉蔵君
- 堀内 一雄君 前尾繁三郎君
- 前田 正男君 益谷 秀次君
- 増田甲子七君 松澤 雄蔵君
- 松田 鐵蔵君 松永 東君
- 松本 一郎君 松山千恵子君
- 三池 信君 三木 武夫君

否とする議員の氏名

- 水田三喜男君 森田重次郎君
- 森山 欽司君 八木 徹雄君
- 保岡 武久君 柳谷清三郎君
- 山口 好一君 山中 貞則君
- 山村新治郎君 吉田 重延君
- 米田 吉盛君 米山 恒治君
- 早稲田柳右衛門君
- 安宅 常彦君 淺沼 享子君
- 足鹿 覺君 有馬 輝武君
- 淡谷 悠蔵君 井伊 誠一君
- 井手 以誠君 猪俣 浩三君
- 石橋 政嗣君 石山 權作君
- 板川 正吾君 稻村 隆一君
- 緒方 孝男君 大柴 滋夫君
- 大原 亨君 太田 一夫君
- 岡田 利春君 岡田 春夫君
- 岡本 隆一君 加藤 勤十君
- 加藤 清二君 勝澤 芳雄君
- 勝間田清一君 角屋堅次郎君
- 川村 継彦君 河上丈太郎君
- 河野 正君 木原津與志君
- 北山 愛郎君 久保 三郎君
- 久保田 豊君 栗原 俊夫君
- 栗林 三郎君 黒田 壽男君
- 小林 信一君 小林 進君
- 小林 ちづ君 小松 幹君
- 兒玉 末男君 五島 虎雄君
- 河野 密君 佐々木更三君

- 佐野 憲治君 坂本 泰良君
- 阪上安太郎君 島上善五郎君
- 島本 虎三君 下平 正一君
- 東海林 稔君 鈴木茂三郎君
- 田口 誠治君 田中織之進君
- 田中 武夫君 田邊 誠君
- 多賀谷眞稔君 高田 富之君
- 滝井 義高君 橋 兼次郎君
- 辻原 弘市君 坪野 米男君
- 中澤 茂一君 中島 巖君
- 中村 重光君 中村 高一君
- 中村 英男君 永井勝次郎君
- 橋崎弥之助君 成田 知巳君
- 二宮 武夫君 西村 力弥君
- 野口 忠夫君 野原 覺君
- 芳賀 眞君 長谷川 保君
- 畑 和君 日野 吉夫君
- 肥田 次郎君 平岡忠次郎君
- 広瀬 秀吉君 穂積 七郎君
- 細迫 兼光君 堀 昌雄君
- 前田榮之助君 松井 政吉君
- 松井 誠君 松平 忠久君
- 松原喜之次君 松前 重義君
- 三木 喜夫君 三宅 正一君
- 武藤 山治君 村山 喜一君
- 森島 守人君 森本 靖君
- 八百板 正君 八木 一男君
- 安井 吉典君 安平 鹿一君
- 柳田 秀一君 山内 広君



山口 鶴男君 山崎 始男君

山田 長司君 山中 吾郎君

山花 秀雄君 湯山 勇君

横路 節雄君 横山 利秋君

吉村 吉雄君 和田 博雄君

井堀 繁男君 稻富 稜人君

受田 新吉君 内海 清君

春日 一幸君 佐々木良作君

田中幾三郎君 玉置 一徳君

西尾 末廣君 西村 榮一君

門司 亮君 本島百合子君

川上 貫一君 志賀 義雄君

谷口善太郎君

○議長(清瀬一郎君) 職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されんことを望みます。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票なさる意思があるならば投票してください。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開

票。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 百八十四

可とする者(白票) 百七十二

〔拍手〕

否とする者(青票) 十二

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 覺君  
相川 勝六君 逢澤 寛君  
愛知 操一君 青木 正君

赤城 宗徳君 赤澤 正道君

秋田 大助君 秋山 利恭君

足立 篤郎君 天野 公義君

綾部健太郎君 荒松清十郎君

有田 喜一君 有馬 英治君

井原 岸高君 井村 重雄君

伊藤 五郎君 伊藤宗一郎君

飯塚 定輔君 生田 宏一君

池田 清志君 池田 勇人君

池田正之輔君 宇田 國榮君

上村千一郎君 白井 莊一君

内田 常雄君 内海 安吉君

浦野 幸男君 江崎 真澄君

小笠 公昭君 小川 半次君

小川 平二君 小沢 辰男君

小澤 太郎君 尾関 義一君

大上 司君 大久保武雄君

大倉 三郎君 大高 康君

大橋 武夫君 大平 正芳君

岡崎 英城君 岡田 修一君

岡本 茂君 加藤 高藏君

賀屋 興宜君 金子 一平君

金子 岩三君 神田 博君

唐澤 俊樹君 飯谷 忠男君

川島正次郎君 川野 芳満君

川村善八郎君 菅 太郎君

木村 公平君 木村 俊夫君

木村 守江君 北澤 直吉君

久野 忠治君 久保田円次君

草野一郎平君 倉成 正君

蔵内 修治君 黒金 泰美君

小泉 純也君 小島 徹三君

小平 久雄君 小山 長規君

額綱 彌三君 佐々木秀世君

齋藤 邦吉君 坂田 英一君

坂田 道大君 志賀健次郎君

始関 伊平君 権熊 三郎君

重政 誠之君 島村 一郎君

正示啓次郎君 白濱 仁吉君

周東 英雄君 鈴木 正吾君

鈴木 仙八君 鈴木 善幸君

瀬戸山三男君 関谷 勝利君

田川 誠一君 田口長治郎君

田澤 吉郎君 田中伊三次君

田中 榮一君 田中 角榮君

田中 正巳君 田邊 國男君

高田 富與君 高橋 等君

竹下 登君 竹山祐太郎君

館林三喜男君 谷垣 專一君

千葉 三郎君 津雲 國利君

津島 文治君 辻 寛一君

渡海元三郎君 徳安 實藏君

床次 徳二君 内藤 隆君

中垣 國男君 中曾根康弘君

中野 四郎君 中村 梅吉君

中村 幸八君 中山 榮一君

灘尾 弘吉君 橋橋 渡君

二階堂 進君 丹羽喬四郎君

西村 英一君 西村 直己君

野田 卯一君 野田 武夫君

野原 正勝君 羽田武嗣郎君

橋本登美三郎君 長谷川四郎君

八田 貞義君 濱田 幸雄君

濱野 清吾君 早川 崇君

原 健三郎君 廣瀬 正雄君

福家 俊一君 福田 魁夫君

福田 篤泰君 福田 一君

福水 健司君 藤本 捨助君

藤山愛一郎君 船田 中君

古井 喜實君 保科善四郎君

細田 吉藏君 堀内 一雄君

前尾繁三郎君 前田 正男君

益谷 秀次君 増田甲子七君

松澤 雄藏君 松田 鐵藏君

松永 東君 松本 一郎君

松山千恵子君 三池 信君

三木 武夫君 水田三喜男君

森田重次郎君 森山 欽司君

八木 徹雄君 保岡 武久君

柳谷清三郎君 山口 好一君

山中 貞則君 山村新治郎君

吉田 重延君 米田 吉盛君

米山 恒治君 早稲田柳右三郎君

井堀 繁男君 稻富 稜人君

受田 新吉君 内海 清君

春日 一幸君 佐々木良作君

昭和三十八年六月二十三日 衆議院会議録第三十八号 職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案

昭和三十三年六月二十三日 衆議院會議録第三十八号 法務省設置法等の一部を改正する法律案

田中幾三郎君 玉置 一徳君  
西尾 末廣君 西村 榮一君  
門司 亮君 本島百合子君

日程第二 法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、法務省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

法務省設置法等の一部を改正する法律案

右 内閣提出する。

昭和三十三年一月三十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

法務省設置法等の一部を改正する法律

第一条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、〇〇二人」を「四五、三二一人」に、「一〇、八三六人」を「一〇、九〇一人」に、「一、八一四人」を「一、八一五人」に、「四六、八二六八」

を「四七、一三六八」に改める。

別表三札幌法務局の項中「幌向村」を「南幌町」に、「穂別村」を「穂別町」に改める。

別表四小倉拘置所の項、小倉刑務所の項及び城野医療刑務所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表十二中「大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所」を

大阪入国管理事務所和歌山港出張所

大阪入国管理事務所下津港出張所

同表高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の一項を加える。

高松入国管理事務所  
所松山港出張所 松山市

同表広島入国管理事務所宇野港出張所の項の次に次の一項を加える。

広島入国管理事務所  
所水島港出張所 倉敷市

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項中「門司市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所小倉港出張所の項中「小倉市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所八幡港出張所の項中「八幡市」を「北九州市」に、同表下関入

別表五小倉少年鑑別所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表十一下関入国管理事務所の項及び福岡入国管理事務所の項中「門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市」を「北九州市」に改める。

別表十二中「大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所」を

和歌山市

和歌山県海草郡下津町

同表高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の一項を加える。

高松入国管理事務所  
所若松市を「北九州市」に改め、同表鹿児島入国管理事務所名瀬港出張所の項の次に次の一項を加える。

鹿児島入国管理事務所  
所鹿兒島泊港出張所 鹿兒島県大島郡泊町

第二条 法務省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
附則中「二年」を「二年」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中法務省設置法別表三から別表五までの改正規定、同法別表十一の改正規定及び同法別表十二の下関入国管理事務所の出張所に係る改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員の定員を改正し、出入国管理行政を有効適切ならしめるため和歌山県海草郡下津町ほか三箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員理事岡崎英城君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔岡崎英城君登壇〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました法務省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本法案の要旨の第一点は、法務省の定員を三百十人増員して四万七千三百十六人に改めること、大阪入国管理事務所下津港出張所外三つの出張所を新設することにあります。

第二点は、昨年の法律改正で川崎入国者収容所は横浜入国者収容所と改められ、その施行期日は、同改正法律公布の日である昭和三十三年三月三十一日から一年以内に政令で定める日とされたのでありますが、今回これを公布の日から二年以内に政令で定める日と改めることとあります。

本法案は、去る一月三十一日日本委員会に付託され、二月二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、質疑に入ったのでありますが、その詳細は何とぞ会議録によって御承知を願います。

かくて、六月十四日質疑を終了し、十九日、藤原委員より川崎入国者収容所を横浜入国者収容所に改める改正規定は、昭和三十三年三月三十日に政令をもって施行されましたので、これと関連規定は削除することなどを内容

とする修正案が提出され、趣旨説明がなされた後、討論もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

法務省設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

法務省設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「法務省設置法等」を「法務省設置法」に改める。

第一条の条名及び第二条を削る。附則を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正でありま

す。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○草野一郎平君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午前二時十九分散会

出席國務大臣

法務大臣 中垣 國男君  
労働大臣 大橋 武夫君

○明説を省略した議長の報告

(議案提出)

一、昨二十二日、議員から提出した議案は次の通りである。

衆議院副議長原健三郎君不信任決議案(島上善五郎君外四名提出)  
社会労働委員長秋田大助君解任決議案(島上善五郎君外四名提出)

議案(島上善五郎君外四名提出)  
労働大臣大橋武夫君不信任決議案(島上善五郎君外四名提出)  
(委員会審査省略要求書受領)

一、昨二十二日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

衆議院副議長原健三郎君不信任決議案

島上善五郎君外四名

社会労働委員長秋田大助君解任決議案

島上善五郎君外四名

労働大臣大橋武夫君不信任決議案

島上善五郎君外四名

法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、法務省における定員規模の適正化を図るため、職員定員を改めるとともに、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、所要の改正を行なうほか、入国者収容所の位置の変更に関する法律の施行を一年延長しようとするもので、その改正点は次の通りである。

(一) 法務省設置法の一部改正

1 定員を三一〇人増員して、

四七、一三六人に改めること。(本省三〇九人うち検査庁六五人、公安調査庁一人、計三一〇人の新規増)

2 左の入国管理事務所の出張所を新設すること。

(1) 大阪入国管理事務所下津

港出張所

(2) 高松入国管理事務所松山

港出張所

(3) 広島入国管理事務所水島

港出張所

(4) 鹿児島入国管理事務所和

泊港出張所

3 市町村の廃置分合等に伴い、別表について所要の整理を行なうこと。

(二) 法務省設置法の一部を改正する法律(昭・三七・法五四号)の一部改正

川崎入国者収容所を横浜入国者収容所と改正し、その施行は、公布の日(昭和三十七年三月三十一日)から一年以内に政令で定める日とされていたのを、公布の日から二年以内に政令で定める日と改めること。

なお、施行期日は、定員の改正及び出張所の新設については「昭和三十八年四月一日」、その他の改正については、「公布の日」からとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、法務行政の適正かつ効率的な運営を期するため、おおむね妥当な措置と認められるが、法務省設置法の一部を改正する法律(昭・三七・法第五四号)に係る改正規定は、昭和三十八年三月三十日に政令をもって施行されているため、また、施行期日についても「四月一日」がすでに経過しているため、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約九千六百万円が昭和三十八年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年六月十九日

内閣委員長 永山 忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年六月二十三日 衆議院會議録第三十八号 議案に関する報告書

〔別紙〕

(小字及び一は修正)  
法務省設置法附則の一部を改正する法律

第一条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、〇〇二人」を「四五、三一人」に、「一〇、八三六人」を「一〇、九〇一人」に、「一、八一四人」を「一、八一五人」に、「四六、八二六人」を「四七、一三六人」に改める。

別表三札幌法務局の項中「幌向村」を「南幌町」に、「穂別村」を「穂別町」に改める。  
別表四小倉拘置所の項、小倉刑務所の項及び城野医療刑務所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。  
別表五小倉少年鑑別所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。  
別表十一下関入国管理事務所の項及び福岡入国管理事務所の項中「門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市」を「北九州市」に改める。

別表十二中

大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所 和歌山市

大阪入国管理事務所和歌山港出張所 和歌山市

大阪入国管理事務所下津港出張所 和歌山県海草郡下津町

同表高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の一項を加える。

高松入国管理事務所 松山市  
所松山港出張所

同表広島入国管理事務所宇野港出張所の項の次に次の一項を加える。

広島入国管理事務所 倉敷市  
所水島港出張所

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項中「門司市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所

小倉港出張所の項中「小倉市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所八幡港出張所の項中「八幡市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所若松港出張所の項中「若松市」を「北九州市」に改め、同表鹿児島入国管理事務所名瀬港出張所の項の次に次の一項を加える。  
鹿児島入国管理事務所 鹿児島県大島郡和泊町

第二条 法務省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則中「二年」を「二年」に改める。

附則

この法律は、公布の日昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十八年四月一日法務省設置法別表三から別表五までから適用する。

の改正規定、同法別表十一の改正規定及び同法別表十二の下関入国管理事務所の出張所に係る改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円  
(ただし、原稿紙は二十円)  
(送料とも)  
発行所 東京都港区赤坂表町二番地  
大蔵省印刷局 電話 東京 六一一三三三  
官報課